

○議案第 26 号 守口市立児童センター条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉保健委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、現在、東部地域の子育て支援拠点施設として機能の充実を図っているところである児童センターが、平成 28 年 4 月にリニューアルオープンする予定であり、子育てに関する相談等のニーズが高まっていることから、保護者等が同伴した場合に使用することができる幼児の年齢の下限を撤廃するため、所要の条例改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。